

株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備について

平成17年 7月20日
証券会員制法人 福岡証券取引所

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>・趣旨</p> <p>・改正概要 1. 上場制度 (1) 上場審査基準関係</p> <p>(2) 上場廃止基準関係</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年1月に施行された社債等の振替に関する法律(以下「社振法」という。)により、社債等の権利の移転を、振替機関の口座振替によって行うことが可能となりました。 ・これを受けて、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)は、社振法に基づき、平成18年1月に社債等を対象とする振替制度(以下「一般債振替制度」という。)を開始する予定です。 ・これを踏まえ、本所は、上場債券の決済の安全性・効率性を確保し、市場の信頼性を高める観点から、上場対象とする債券(国債証券、外国債券及び新株予約権付社債券等を除く。以下同じ。)の要件を、現行の本券に替え、今後主流となると考えられる保管振替機構が振替業の対象とする債券とすることとし、その旨を債券の上場審査基準に規定するなど、債券の上場・売買制度において所要の整備を行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> ・保管振替機構の取扱いの対象であることを上場の要件とします。 ・上場申請時の本券の見本の提出を不要とし、本券に関する基準を廃止します。 ・上場債券に係る各債券の金額(各債券の金額が複数ある場合にはその最低額。)は、10万円、100万円又は1,000万円のいずれか一の金額であることとします。 ・保管振替機構の取扱いの対象とならないこととなった債券は、上場廃止とします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保管振替機構が振替業の対象とする社債等の種類は、保管振替機構がその業務規程に定めるところによります。 ・本所の指定清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)は、保管振替機構が振替業の対象とする社債等について、一般債振替制度を利用した決済制度への対応を予定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・上場申請に係る債券の発行者は、当該債券が保管振替機構の取扱いの対象であることを証する書面を本所に提出することとします。 |

(3)その他

- ・その他、市場環境の変化に合わせ、以下の基準の整備を行います。
国内債券について、同一発行者に係る上場銘柄数に関する制限を廃止します。
上場審査基準における発行後経過年数に関する基準を廃止します。
未償還額面総額が上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合に上場廃止にするという基準を廃止します。
最終償還期限が到来する債券の上場廃止日は、最終償還日から起算して5日前の日(休業日を除外する。)とします。

2. 売買制度

(1) 売買単位

- ・各債券の金額(各債券の金額が複数ある場合にはその最低額。)とします。

(2) 決済日

- ・債券の売買の決済は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下同じ。)の日に行うものとします。ただし、売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払いが行われるときは当該利子の支払いが行われる日。以下同じ。)の前日(銀行休業日を除外する。)に当たる場合は、利払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に決済を行います。

(3) 決済方法

- ・会員と顧客間の決済は、社振法に基づく顧客口座又は保管振替機構における口座の振替により行います。

・実施時期等

- ・本制度の施行日は、保管振替機構における一般債振替制度の開始と同時期とします。
- ・本制度の施行日現在に本所に上場されている債券の売買は、保管振替機構が当該債券を振替業の対象として取扱いを開始するまで、なお従前の方法によることとし、当該債券が、平成1

- ・現行は、原則として1発行体1銘柄しか上場を認めておりません。
- ・現行は、発行後経過年数3年以内であることが上場の要件となっています。

- ・現行は、残存年数が1年未満となったところで上場廃止としています。

- ・保管振替機構において、利払期日の前日は、振替が停止されることとなります。

- ・経過利子の計算は、現行どおりとします。
- ・会員とクリアリング機構間の決済方法については、クリアリング機構の制度要綱をご参照ください。

- ・保管振替機構における一般債振替制度の開始は、平成18年1月10日が予定されています。
- ・左記の債券に係る会員と顧客との間の決済物件の受渡しについては、保管振替機構が振替業の対象として取扱いを開始するまでは現行どおり

9年3月末日までに、保管振替機構が振替業の対象として取り扱う債券とならない場合には、平成19年4月末日をもって上場廃止とします。

の決済方法とし、保管振替機構における取扱い開始後は、2.(3)の方法による決済とします。

以 上

一般債振替制度開始に伴う制度改正について

平成17年6月21日

株式会社日本証券クリアリング機構

| 項目 | 内容 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>趣旨</p> | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において、平成18年1月10日から社債等を対象とする振替制度（以下「一般債振替制度」という。）が開始されるため、当社においても機構取扱債券（注）の授受について、保管振替機構における口座振替により行えることとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 一般債振替制度については、保管振替機構公表の「一般債振替制度要綱」参照。 <p>（注）機構取扱債券：債券（国債証券、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下同じ。）のうち、保管振替機構が振替業の対象として取り扱う債券をいう。</p> |
| <p>清算約定の決済</p> <p>1. 決済方式の区分</p> <p>2. 決済方法</p> <p>3. 口座の開設及び届出</p> <p>4. 利払期日前日の取扱い</p> | <ul style="list-style-type: none"> 債券の決済方式は現行どおり非DVP決済とする。 機構取扱債券の清算約定の決済に係る有価証券の授受は保管振替機構における一般債振替制度の口座振替により行う。 現物清算参加者は保管振替機構又は口座管理機関に口座を開設し、あらかじめ当社に届け出るものとする。 機構取扱債券について、有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までに利払期日の前日が到来する場合、当該貸 | <ul style="list-style-type: none"> 決済時限は現行どおり（金銭の支払い：午後1時まで、金銭の受領：午後2時45分、有価証券の授受：午後2時45分まで）。 保管振替機構が振替業の対象として取り扱わない債券の清算約定の決済方法は現行どおり（現物有価証券（本券）の授受による）。 渡方清算参加者から当社、当社から受方清算参加者の順序で口座振替を行う。 保管振替機構においては、利払期日の前日は振替が停止される。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>・ 取引証拠金等の代用有価証券の預託及び返戻</p> <p>・ 実施時期</p> | <p>借の決済は、有価証券引渡票受方清算参加者の承諾を受けたときを除き、利払期日の前々日までに行わなければならない。</p> <p>・ 取引証拠金、清算基金、前日差入担保金及び売買証拠金（以下「取引証拠金等」という。）の代用有価証券としての債券の預託及び返戻は、一般債振替制度を利用した口座振替により行う。</p> <p>・ 取引証拠金等の代用有価証券としての債券の現物有価証券（本券）の取扱いについては、一般債振替制度への円滑な移行に資する観点から廃止する。</p> <p>・ 清算約定の決済については、保管振替機構における一般債振替制度の開始と同時期とする。</p> <p>・ 取引証拠金等の代用有価証券の預託及び返戻については、平成 18 年 1 月以降、当社が定める日から実施する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>・ なお、指定市場開設者において、機構取扱債券については、売買締結の日から起算して 4 日目が利払期日の前日である場合には、当該売買日から起算して 5 日目を決済日とする制度改正が行われる予定。</p> <p>・ 清算参加者は債券を預託する場合、あらかじめ当社に口座を届け出るものとする。</p> <p>・ 当社が清算参加者から預託されている債券に係る利金処理等の事務については、当社に代わって清算参加者が保管振替機構に対して行う。</p> <p>・ 実施日において現物有価証券（本券）により預託されている債券の取扱廃止時期については、別途、定める。</p> |